

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 職 の 概 要	保育所看護師	
	酒屋保育所において、医療的ケア児の受け入れに対応する看護師を確保する目的で設置する職であり、看護業務全般を担います。	
募 集 人 数	フルタイム：2人程度	
申込受付期間	令和7年5月21日（水）午前8時30分から 令和8年1月23日（金）午後5時15分まで ※人員が充足次第、受付を終了します。ただし、年度途中に当該職の欠員等が生じた場合、再度募集を行うことがあります。	
業 務 内 容	医療的ケア児の看護にかかわる業務全般（書類作成等を含む）	
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和7年度中において選考後速やかに採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）の勤務が可能である人 3 看護師の免許状を有する人 4 月曜日から土曜日までの割り振られた勤務が可能な人（午前8時30分～午後5時の勤務のみ） ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人	
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（保育所看護師）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。	
試 験	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分） ※日時・場所については、受験申込者に別途連絡します。	
審 査 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。

	名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和8年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を随時採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い		履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。なお、配属先が決定した後、履歴書（申込書）の写しを酒屋保育所長へ提供します。
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	任用日から令和8年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市酒屋保育所
	勤 務 時 間	月曜日から土曜日（うち4週間に付き4日の指定休） 午前8時30分～午後5時 ※休憩時間45分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	指定休（4週間に付き4休日）、日曜日、祝日、 年末年始（12/29～1/3） ※振替有
	休 暇 制 度	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）ほか
	給 料 ・ 報 酬	（福祉職給料表1－27号給）月額225,600円 ※月途中の採用の場合、採用月は日割計算して支給します。
	手 当 制 度	時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当ほか ※月途中の採用の場合、採用月の通勤手当は支給しません。 ※期末手当、勤勉手当は、基準日に在職していること等の一定の要件を満たす場合に支給します。
	福 利 厚 生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等 ※雇用保険は1か月を超えて任用する場合に、健康保険・厚生年金保険は2か月を超えて任用する場合に加入します。 ※フルタイム勤務者が一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し、市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。
	服 務	地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先		〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市子育て支援部保育課保育係（市役所東館2階） TEL 0824-62-6147 FAX 0824-62-6300 受付時間：月～金曜日の8：30～17：15（祝日を除く）

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。